



介護予防通所介護

重要事項説明書

通所介護事業所府中静和寮

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

通所介護（広島県指定福セ 第38号）

事業所番号：3471700140

ホームページ：<http://seiwaryou.com>

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 静和会
- (2) 法人所在地 広島県府中市土生町 1636 番地の 1
- (3) 電話番号 0847-41-2375
- (4) 代表者氏名 理事長 今川 智巳
- (5) 設立年月日 昭和 14 年 2 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
介護予防通所介護事業所
平成 18 年 4 月 1 日指定 事業所番号：3471700140
※当事業所は介護老人福祉施設府中静和寮に併設されています。
- (2) 事業所の目的
事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援上の機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目的として、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 通所介護事業所 府中静和寮
- (4) 事業所の所在地 広島県府中市土生町 1636 番地の 1
- (5) 電話番号等 電話 0847-41-7688
メールアドレス：day@seiwaryou.jp
- (6) 事業所長（管理者）氏名 山下 幸之
- (7) 当事業所の運営方針

事業所の職員は、利用者が要支援状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持または向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減となるよう援助を行います。

(8) 開設（サービス開始）年月日 平成18年4月1日

(9) 通常の事業の実施地域

府中市（上下町除く。）、福山市新市町の区域

(10) 営業日及び営業時間

	通所介護
営業日	月～日
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	9時00分～16時30分

※ただし、年末年始（1月1日～1月2日）休業とします。

(11) 利用定員 20名（通所介護含む。）

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置は以下の通りです。 年 月 日現在

職種	配置人数
1. 事業所長（管理者）	1名
2. 介護職員	名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	名
5. 機能訓練指導員	名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	予防通所介護
1. 生活相談員	勤務時間 8:30～17:30
2. 介護職員	勤務時間 ① 8:30～17:30 ② 8:30～16:00 ③ 10:00～17:30 原則として職員1名あたり利用者7名のお世話をします。
3. 看護職員	勤務時間 8:30～16:30 原則として1名の看護職員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	1名以上

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

○介護予防通所介護サービス

また、それぞれのサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から予防給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の予防給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、食費を除く利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただ

くことを原則としています。

(食事時間)

○介護予防通所介護 昼食 12:00~13:00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ ご利用者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ・ 個別機能訓練計画を作成し、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。(運動器機能向上)

⑤健康管理

看護職員が健康管理を行ないます。

<サービス利用料金（1日あたり）>

ご契約者は、下記の料金表によって、ご利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険予防給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要支援度に応じて異なります。）

○介護予防通所介護（1ヶ月につき（定額））

要支援度	要支援 1	要支援 2	基本加算
1. 基本料金※1（1ヶ月につき（定額））	1,647 円	3,377 円	
2. サービス提供体制強化加算 I イ※1	72 円	144 円	✓
3. 運動器機能向上加算※1	225 円（対象者のみ）		✓
4. 同一建物等利用	-376 円	-752 円	
5. 介護職員処遇改善加算 I ※1	1 月につき＋所定単位×4.0%		✓
自己負担合計（※1）	2,622 円	4,496 円	

※上記とは別に、食費 600 円（回数分）が加わります。

※利用実績及び算定要件により、加算金額は異なります。

★介護予防通所介護（1ヶ月を満たない利用の場合）

要支援度	要支援 1	要支援 2
1. 基本料金	1,647 円	3,377 円
2. 日割単価	54 円	111 円
3. 計算方法	利用した日数÷30.4×日割単価	

☆ご契約者は、ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険予防給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの予防給付額及び食費に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の予防給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

○各サービス共通

① 介護保険予防給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険予防給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：参加費等の実費をいただく場合があります。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。但し、現状ではご負担いただいております。

④ 介護保険給付対象外の介護サービス

ご契約者は、ご利用者が要介護認定結果前に利用した場合等で、要介護認定結果が「自立・非該当」となった場合は、下記の料金表によって利用料をお支払い下さい。

	料金
1. 1か月を満たない場合の基本料金(1日あたり)	82円
2. 1か月を超える場合の基本料金	2,512円

※上記とは別に、食費 600 円（回数分）が加わります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末締め翌月 25 日までにお支払いいただくようになります。

※原則、利用料金は口座振替とさせていただきます。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座引落

郵便局または農協

※ 振込手数料は、当施設が負担します。

(4) 利用の中止、変更、追加

○ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止する場合、利用予定日の前日までに事業者申し出てください。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間又は日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

○ 日常生活に必要なもの

○ その他の物につきましては、その都度、協議いたします。

(2) 面会

面会時間 9:00~16:00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、食べ物等の持ち込みは、その都度職員と協議してください。

(3) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合が

あります。

- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 吉岡 克成

TEL 0847-41-2375 メールアドレス:info@seiwaryou.jp

○苦情等解決責任者 山下 幸之

○受付時間 毎週月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)

9:00～16:00

また、苦情受付ボックスを府中静和寮玄関内と居宅介護支援事業所カウンターに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

府中市役所長寿支援課 介護福祉係	所在地 府中市広谷町9 1 9 - 3 番地 電話番号 0847-40-0222 F A X 0847-45-5522 受付時間：8:30～17:15 (土日祝日除く。)
広島県国民健康保険団体 連合会	所在地 広島県中区東白島町 19-49 電話番号 082-554-0783 F A X 082-511-9126 受付時間：8:30～17:15 (土日祝日除く。)

※別添の「苦情等受付対応マニュアル」をご覧ください。

7. 事故発生時の対応について

当事業所をご利用中に万一事故等が発生した場合には、応急処置を行うとともに、主治医又は関係医療機関と相談し、受診を要する場合は、ご契約者又はご家族へ連絡いたします。

なお、対応の詳細については、「ご利用者急変時の対応マニュアル」によります。

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

府中静和寮

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

平成 年 月 日

利用者

住所

氏名

⑩

利用者代理人

住所

氏名

⑩

続柄 ()

苦情等受付対応マニュアル

社会福祉法第82条の規定により、府中静和寮ではご利用者、ご家族様よりの苦情・相談等に適切に対応する体制を整えております。

静和寮におけるご苦情・相談等については、解決責任者、受付担当者、リスクマネジメント委員会及び第三者委員を置き利用者、ご家族様からの苦情・相談等に対応いたします。

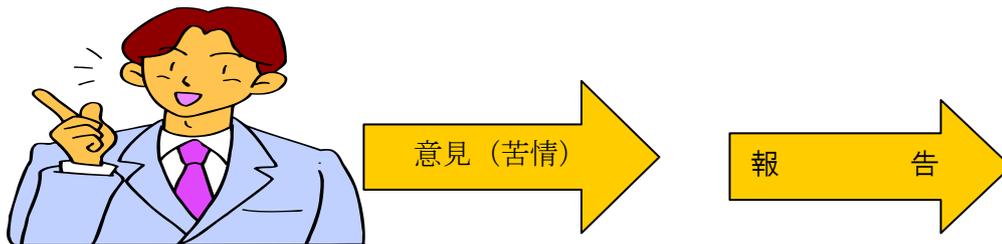
記

1. 苦情等受付担当者 庶務課長 吉岡 克成
2. 苦情等解決責任者 寮長 山下 幸之
3. リスクマネジメント委員会
(ア) 苦情等受付担当者、介護支援専門員1名、相談員課長補佐1名、介護課長(補佐)1名、看護課長補佐1名及び栄養課長補佐1名 計6名構成
4. 第三者委員 監事 爾摩 大策 電話 084-936-0555
監事 小川 健治 電話 0847-41-2425

苦情・相談受付の流れ

1. 苦情・相談等がある場合は、どうしたらよいのですか？
(ア) 受付担当者が窓口となり、電話及び書面などにより随時受付をいたします。又、第三者委員へ直接申し出る事もできます。
(イ) 府中静和寮内4箇所に意見受付箱を設置しておりますので意見受付箱へ投函しても結構です。
2. 受け付けられた苦情・相談は、どのように報告、確認されるのですか？

ご利用者・ご家族



苦情・相談解決責任者

第三者委員

- (ア) 受付担当者は、解決責任者及び第三者委員へ報告し、内容を確認した後、申出人に対して受け付けた旨を通知いたします。
3. 解決責任者へ報告された後は、どうなるのですか？



- (ア) 受付担当者は、リスクマネジメント委員会を招集します。メンバーは、介護支援専門員、生活相談員、介護職、看護師、栄養等の職種から代表された職員6名に

よって構成され、苦情・相談等のないように対する対応・対策を講じます。

(イ)・対応・対策内容を解決責任者へ報告し、申出人と誠意をもって話し合い、適切に解決ができるように努めます。なお、苦情・相談等申出人は、第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。

4. 第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

(ア)・苦情内容の確認

(イ)・解決案の調整、助言

(ウ)・話し合いの結果や改善事項等の確認

5. 第三者委員とは、どんな人がなっているのですか？

(ア)・第三者委員としては、社会福祉法人静和会の監事が中立・公正な立場で苦情・相談等解決にあたります。

6. 府中静和寮で解決できない場合は、どうなるのですか？

(ア)・静和寮で解決できない場合は、下記の市及び広島県福祉サービス運営適正化委員会または、国保連合会に申し立てをする事ができます。

・府中市長寿支援課介護福祉係

住所 広島県府中市広谷町 919 番地 3

電話 0847-40-0222

・広島県福祉サービス運営適正化委員会

住所 広島県南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内

電話 082-254-3419

・広島県国民健康保健団体連合会

住所 広島市中区東白島町 19 番 49 号

電話 082-554-0783

〒726-0021 広島県府中市土生町 1636 番地の 1

介護老人福祉施設府中静和寮

地域密着型介護老人福祉施設府中静和寮 よつば館

居宅介護支援事業所府中静和寮

通所介護事業所府中静和寮

短期入所生活介護事業所府中静和寮

(代表) TEL 0847-41-2375

FAX 0847-41-8620



サービス提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

【サービス記録の提供】

- ◆ ご自身の個人情報やサービス内容について質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、フロアー職員または生活相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

【個人記録の開示】

- ◆ ご自身の記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、フロアー職員または「個人情報保護推進委員会（本部事務所）」に開示をお申し出ください。

【個人情報の内容訂正・利用停止】

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆ 当施設が保有する個人情報（介護記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。個人情報保護管理責任者にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

【個人情報の利用目的】

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆ サービス提供のために利用する他、医療機関への受診、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別紙に記載します。（個人情報保護の利用目的参照）
- ◆ 当施設は研修・養成の目的で、研修生および学生等が、実習を行う場合があります。

【ご希望の確認と変更】

- ◆ ご利用（入所）に当たって、館内放送による氏名の呼び出しや、居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。
※ただし、事故防止・安全確保のためには、呼名および氏名の掲示が望ましいです。
- ◆ 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。また、取次ぎを拒否したい場合もあらかじめお申し出下さい。
- ◆ 身体上または宗教上の理由等で、入所に関して特別の制限やご希望がある方はお申し出下さい。
- ◆ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

【相談窓口】

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。
個人情報保護相談窓口 山下 幸之

平成 24 年 8 月 1 日

府中静和寮 寮 長

個人情報の利用目的および利用範囲について

府中静和寮では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

利用目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当施設での利用 <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者等に提供する保健・医療・介護サービス ② 医療・介護保険事務 ③ 入退院・入退所等の管理 ④ 会計・経理 ⑤ 事故等の報告 ⑥ 利用者の保健・医療・介護サービスの向上 2. 当施設外への情報提供としての利用 <ol style="list-style-type: none"> ① 他の介護事業者等への情報提供・連携 ② 医療機関等への情報提供・連携 ③ 他の介護事業者・医療機関からの照会への回答 ④ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合 ⑤ その他の業務委託 ⑥ 利用者のご家族等への心身状況説明 ⑦ 保険事務の委託（一部委託を含む。） ⑧ 審査支払い機関へのレセプトの提出 ⑨ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答 ⑩ その他、利用者への医療・介護保険事務に関する利用 ⑪ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等 3. その他の利用 <ol style="list-style-type: none"> ① 保健・医療・福祉・介護サービス業務や維持・改善のための基礎資料 ② 当施設等において行われる学生（実習生）等の実習への協力 ③ 当施設において行われる事例研究 ④ 外部監査機関への情報提供
利用範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人情報は、通常の業務で想定される個人情報の利用目的（上記）および通常の業務以外として次の①から⑤について使用する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者・家族・関係者等が同意した介護・医療業務 ② 利用者・家族・関係者等が当事者である契約の準備または履行のために必要な場合 ③ 当施設が従うべき法的義務の履行のために必要な場合 ④ 利用者・家族・関係者等の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合 ⑤ 裁判所および令状に基づく権限の行使による開示請求等があった場合

※ 上記のうち、他の介護施設・介護サービス事業者または医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

※ お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

平成24年8月1日

府中静和寮 寮長

☆個人情報保護方針☆

府中静和寮（以下「施設」という。）は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

当施設が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルールおよび体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令および厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の適切な収集・利用・委託

- ① 個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。
- ② 個人情報の収集・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 当施設が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全対策

- ① 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除への対応

- ① 当施設は、本人が自己の個人情報について内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、別に定める内部規則により、調査の上適切に対応します。
- ② 問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者または以下の窓口をご利用下さい。

個人情報保護相談窓口 次長 山下 幸之

(電話 0847-41-2375 メールアドレス: info@seiwayou.jp)

4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

- ① 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

5. 教育および継続的改善

- ① 個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

6. 苦情の処理

- ① 当施設は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

平成 24 年 8 月 1 日

府 中 静 和 寮 寮 長 山 下 幸 之